

議案第1号

関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

令和5年2月15日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

職員の休憩時間を柔軟に設定するため、この条例を定めようとする。

関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 任命権者は、次に掲げる場合には、規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。
 - (1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。
 - (2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。
 - (3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。